

福井県こどもファースト意見発信事業業務仕様書

1 目的

本事業は、こども・若者が自らの意見や感じていることをもとに、仲間とともに考え、表現し、社会とつながる経験を得ることを通じて、「自分の声が尊重される」「自分たちが社会の一員である」という実感を育むことを目的とする。

また、意見の内容そのものに加え、こども・若者が主体的に関わるプロセスを重視し、その意義を社会に発信することで、こどもの意見を聴くことの重要性に対する理解の促進を図る。

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日

3 対象者

福井県内のこども・若者とし、以下を基本とする。

- ・原則として 小学校高学年から 18 歳程度まで
 - ・参加者の年齢構成については、年齢別または異年齢混合など、事業の目的に沿った形で受託者が提案するものとする
- ※保護者への説明および必要な同意を適切に行うこと。

4 委託業務の内容

受託者は、以下(1)～(3)の業務を、県と協議しながら実施するものとする。

(1)こどもファースト意見発信事業活動の実施

ア こども・若者が主体的に参加し、意見や考えを共有・表現できる場を設けること。

イ 事業の実施方法については、こども・若者が主体的に関われる環境を確保するため、長期休暇期間等を活用した短期集中型(合宿形式、連続ワークショップ等)を含めた実施を想定する。具体的な実施日数、回数および実施形式については、事業の目的を踏まえ、効果的な方法を受託者が提案するものとする。

ウ 活動の成果については、提言、作品、発表、記録等、様々な表現を可とする。

エ 事業の実施にあたっては、ワークショップ等の活動の中で、こども・若者が社会や地域の仕組み、身近な仕事や役割等について学ぶ機会を提供したうえで、その学びを踏まえて、こども・若者の声や意見を丁寧に聴くことを重視するものとする。また、県の職員、民間団体、企業等、社会とつながりのある団体の協力を得ながら、こども・若者と大人が協働して事業を進める仕組みを構築すること。

オ こども・若者の声を社会に発信するにあたり、以下の観点を踏まえ、活動効果を広げるための工夫を行うこと。

- ・こども・若者本人のみならず、保護者、地域住民、事業者、行政等の多様な主体に届く発信となるよう、媒体や発信方法を工夫すること
- ・こども・若者の意見や想いが伝わりやすい表現を取り入れること
- ・発信内容が一過性に終わらないよう、共有・展開・活用につながる取組を行うこと

(2) 対象年齢や参加形態に応じた工夫

ア 参加者の発達段階や関心に配慮し、必要に応じて年齢層ごとに活動を分けて実施する、または異年齢での交流を図るなどの工夫を行うこと。

イ 参加機会を得にくいこども・若者も参画できるよう、SNS 等を活用した情報発信や関わり方を工夫すること。

ウ SNS 等の活用にあたっては、使用する媒体や運用方法について、事前に県と協議のうえ決定し、個人情報の保護および安全な運用に十分配慮すること。

エ

(3) 活動報告および成果の整理

ア 本事業の取組および成果を共有するため、活動報告の機会(報告会等)を原則として 1 回以上設けること。

イ 事業の効果を把握するため、参加者が事業参加前と参加後において、自分自身の気持ちや考えの変化を振り返ることができる仕組みを設けること。なお、その方法については、アンケート、振り返りシート、対話等、参加者に過度な負担とならない方法を受託者が提案するものとする。

ウ 事業終了後、受託者は業務実施報告書を作成し、県に提出すること。

エ 報告書には、以下の内容を含めるものとする。

- ・実施概要(日時、場所、方法、参加人数、年齢層等)
- ・活動内容および参加者の意見や表現
- ・事業を通じて見られた変化や気づき
- ・今後に向けた課題や示唆

5 安全管理および配慮事項

(1) 宿泊を伴う短期集中型の取組を実施する場合には、参加者が安心して参加できるよう、安全管理に十分配慮すること。

(2) 未成年者が参加する場合は、事前に保護者等への説明を行い、必要な同意を得たうえで実施すること。

(3) 参加者の健康状態や体調に配慮し、無理のない日程および活動内容とするとともに、体調不良や事故等が発生した場合に備え、適切な対応体制を整えること。

(4) 参加者同士の人間関係や活動中の発言について、不安や負担を感じることがないように配慮し、安心して意見を表現できる環境づくりに努めること。

6 留意事項

(1) 参加者同士が交流しやすく、安心して意見を表現できる環境づくりに十分配慮すること。

(2) 出来るだけ多くの対象者が参加できる工夫をすること(対面・オンライン・ハイブリッド方式など)

(2) 参加者の個人情報の保護について、関係法令を遵守し、適切な管理を行うこと。

(3) 交通費等が発生する場合は、福井県旅費基準単価に基づき、対象者に支給すること。

(4) 事業実施にあたっては、県と適宜協議・報告を行うこと。

7 業務の適正な実施に関する事項について

(1) 関係法令の遵守

受託者は、この事業を実施するにあたり、福井県財務規則およびその他関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者が、委託業務の全部または一部を第三者に委託し、もしくは請け負わせることはできない。

ただし、あらかじめ書面により県の承認を受けた場合は、この限りではない。

(3) 個人情報保護

受託者が、委託業務の実施において取り扱う個人情報については「福井県個人情報保護条例（平成14年条例第6号）」の適用を受ける。受託者は、委託業務中に入手した個人情報の漏えい、滅失およびき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な処理を講じること。また、受託者は委託業務実施中に入手した個人情報を含む文書、電子媒体等について保有の必要がなくなったときは、確実にかつ速やかに破棄し、または消去すること。

(4) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うにあたり、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じる義務を負うとともに、当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとし、当該守秘義務については、委託業務終了後および契約解除後においても同様とする。